## 東京医療保健大学受託研究員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、病院・民間企業等(以下「病院等」という)の委託に応じ、研究者 及び技術者を受託研究員(以下「研究員」)として本学に受け入れる場合の必要な 事項について定める。

( 資 格 )

第2条 研究員として受け入れることができる者は、現職職員等であって、大学院に入学することができる者又はこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(委託)

第3条 病院等が研究員を委託しようとするときは、別紙様式1「受託研究員委託申請書」、 別紙様式2「推薦書」、及び履歴書を受け入れ先となる学科長に提出するものとす る。

(受入の決定)

- 第4条 当該学科長は、前条の申し込みに基づき研究員を受け入れようとするときは、学科 の教授会等において審査を行わなければならない。なお、この場合、受託研究員の 研究指導を行う指導教員の選任を併せて行うものとする。
  - 2 学科長は、学科の教授会等において受け入れ承認されたときは、委託申請があった病院等に別紙様式3「受託研究員受入通知書」により通知を行うものとする。

(受入の報告)

第5条 学科長は、受託研究員の受け入れを決定したときは、別紙様式4「受託研究員受入報告書」により学長に報告するものとする。

(研究期間)

第6条 研究員の研究期間は、1年以内とする。ただし、研究を継続する必要があるときは、 願い出によりその期間を更新することがある。なお、期間を更新したときは、学科 長はその旨を学長に報告するものとする。

(研究方法)

第7条 指導教員は学科長の指示に基づき、研究員に対し、その研究題目に応じて、大学院 で行う程度の研究指導を行うものとする。

(研究料)

- 第8条 研究員の研究期間に応じた研究料の額及び徴収方法等は別に定める。
  - 2 研究料を納付しないときは、受け入れの許可を取り消す。
  - 3 既納の研究料は返納しない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する